

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合	
資金繰りのための融資等を受けたい	42	経営安定特別資金融資の条件変更【市】	市制度融資利用者	<ul style="list-style-type: none"> 市制度融資の利用者が一定期間の返済猶予などの条件変更を受ける際に追加が必要となる保証料を全額支給(令和3年9月までの条件変更分) 	市内金融機関 商工振興課 ☎35-3144
	43	小口融資の条件変更【市】			
	44	創業支援資金融資の条件変更【市】			
	45	新型コロナウイルス感染症にかかる特別融資【市】	市内事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を軽減するため、市による追加支援を実施(令和3年9月までの融資実行分) 利子：3年間全額補給 保証料：全額補給 融資条件は各金融機関により異なる 	
	46	新型コロナウイルス関連融資の条件変更【市】	新型コロナウイルス関連融資利用者	<ul style="list-style-type: none"> 市が定める新型コロナウイルス関連融資の利用者が、一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に、追加が必要となる保証料を全額支給(令和3年9月までの条件変更分) 	
納税等の特例	47	固定資産税の特例措置の拡充・延長【国】	新規に設備投資を行う中小事業者	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上のための設備投資にかかる償却資産に対する固定資産税をゼロとする 	税務課 ☎35-3627
	48	自動車税の軽減措置の延長※再掲【県】	自家用乗用車を取得される方	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税環境性能割の税率を1%軽減(令和3年12月31日までに取得したもの) 	飛騨県税事務所 ☎33-1111
	49	占用料等の納付猶予※再掲【県】	感染症の影響により納付が困難な法人	<ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、砂防の占用料などについて、最長で1年間納付を猶予(納期限が令和2年2月1日から令和3年6月30日までの間にあるもの) 	高山土木事務所 ☎33-1111
	50	使用料の納付猶予※再掲【県】	感染症の影響により納付が困難な法人	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園における公園施設の設置もしくは管理許可または占用許可に基づく使用料について、最長で1年間納付を猶予 	
【みんなで応援】消費喚起支援					
みんなで応援しよう	51	プレミアム付き商品券「みんなで応援商品券」の発行(第2弾)【市】	市民	<ul style="list-style-type: none"> 市内の加盟登録したお店で利用できるプレミアム率100%のみんなで応援商品券を発行 利用期間：～5月31日(月)まで 	プレミアム付き商品券委員会事務局 ☎36-0520
	52	匠の家づくり支援事業補助金の拡充【市】	木造建築物の建築主、市内建築事業者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助単価などを拡充 補助対象：主な構造材の60%以上に市産材を使用する建築物 補助率等：市産材の使用量に対し、2万円/m²→4万円/m²(拡充分は、家具・木製品等の購入費用に対し助成) 補助上限：新築 50万円→100万円 増改築 20万円→40万円 	林務課 ☎35-3143
	53	高齢者住宅バリアフリー改修助成の拡充【市】	65歳以上の高齢者の方がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助対象：生活の維持向上や自立の助長につながると認める建築工事など 補助率等：1/2→2/3 補助上限：37.5万円→50万円 	高年介護課 ☎35-3178
	54	まちなか定住促進事業補助金の拡充【市】	中心市街地以外から中心市街地へ移住し、自己の居住のために住宅を新築、取得・改修する方	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充(新築・改修の場合のみ) 補助率等：1/2→2/3 補助上限：100万円→133.3万円(市外からの移住の場合150万円→200万円) 	(株)まちづくり飛騨高山 ☎57-8765
	55	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金の拡充【市】	飛騨地域以外から永住の意思を持って市内に転入する方	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充 補助対象：空家の改修費用 補助率等：1/2→2/3 補助上限：100万円→133.3万円 	ブランド戦略課 ☎35-3001
	56	子育て住環境整備事業補助金の拡充【市】	新たに三世代以上で同居などをするために住宅を新築、取得、改修する方	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築関係の助成制度の補助率などを拡充(新築・増改築・改修の場合のみ)(令和4年3月31日までに完成・同居するもの) 補助率等：1/2→2/3 補助上限：100万円→133.3万円(近居の場合50万円→66.6万円) 	子育て支援課 ☎35-3179